

## 【公益車両の減免について】

公益の為、直接使用するものと認められる軽自動車のみ減免申請を受理します。

減免申請には次のものをご提出ください。

### ①軽自動車税(種別割)減免申請書 (ダウンロード参照)

- ・申請書は税制課窓口でも配布します(白紙のもの)。
- ・法人番号を記入してください。
- ・申請内容確認の為、連絡をさせていただく場合がありますので、申請書には必ず電話番号の記載をお願いします。

### ②令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書 (納税前のもの)

- ・市役所から納税通知書が届く前に申請する場合は必要ありません。  
ただし、納税通知書が市役所から送付された後(5月9日発送予定)は、必ずお持ちください。
- ・なお申請後、市役所から納税通知書が届いてしまった場合も必ず提出をお願いします。  
また、申請期限1週間前までに納税通知書が届かなかった場合は、必ずご連絡ください。

### ③自動車検査証のコピー

- ・電子車検証の交付を受けている場合は、交付時に発行される「自動車検査証記録事項」のコピー、または車検証閲覧アプリを使用し、紙に印刷したものをご提出ください。

### ④申請者の身分証明書(運転免許証等)

以下については申請理由により提出書類が異なります。⑤または⑥のいずれかをご提出ください。

【 その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車の場合 】

#### ⑤ 仕様書や写真で構造・車両番号の確認ができるもの

【 公益のため直接専用するものと認める軽自動車として減免申請をする場合 】

#### ⑥ 次の表に掲げるもの

※添付書類の提出は省略できません。必ず下記のことを全て提出してください。

減免対象	添付書類
公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人(社会福祉法第22条)、社会福祉協議会(社会福祉法第109条)が直接その本来の事業(社会福祉法第2条第2項又は第3項)の用に供する軽自動車	①定款、規約、登記事項証明書のいずれか ②その車両の事業報告書等利用状況が確認できるもの
特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人がその本来の事業の用に供する軽自動車	①定款、規約、登記事項証明書のいずれか ②認証の写し ③その車両の事業報告書等利用状況が確認できるもの